



令和7年度 静岡県職員募集 ～職業訓練指導員～

県立工科短期大学校や県立浜松技術専門校などで職業訓練の指導等を行う職業訓練指導員を募集しています。
教えることが好きな人、人と接することが好きな人、人の役に立ちたい人など、ぜひお申し込みください。

職種	採用予定 人数	受験資格等
職業訓練 指導員	5人	平成2年4月2日以降に生まれた人で、「職業訓練指導員」の免許を有する人 又は令和8年3月31日までに当該免許を取得する見込みの人 ほか ※ ○電気1人（電気科又は電気工事科） ○機械2人（機械科） ○情報技術2人（電子科、コンピューター制御科又は情報処理科）

※ 今年から受験資格の要件を緩和（範囲を拡大します！）

・職業訓練指導員の免許をお持ちでない方も、募集職種に関連した修士・博士などの学位や、
教育訓練の指導経験、実務経験など、一定の要件を満たせば受験が可能です。

詳しくは裏面をご覧ください。（②～⑧の要件を追加）

受付期間	第1次 試験	第1次試験 合格発表	第2次 試験	最終合格 発表
令和7年5月23日(金) 午後5時まで	6月15日 (日)	6月25日 (水)	7月8日(火)～8月7日(木) までの間で指定する日	8月下旬

参考：教員免許を所有している方（又は所有見込みの方）の職業訓練指導員免許の取得

高等学校教員免許（工業系、商業系、情報系）を所有し、職業訓練指導員免許職種（電気科、電気工事科、機械科、電子科、コンピューター制御科、情報処理科のいずれか）の関連学科（※）を8割以上履修している方は、必要な申請を行えば、当該職業訓練指導員の免許を取得することができます。

※教員免許取得と同時に職業訓練指導員免許の申請が可能です。

※関連学科は職業能力開発促進法施行規則別表11に定められています。

職業訓練指導員免許の取得に関することは、職業能力開発課技能振興班までお問い合わせください。

申込方法

- ・ふじのくに電子申請サービスからお申し込みください。
- ・静岡県職員採用情報ホームページからアクセスできます。

静岡県職員採用情報

検索



静岡県職業能力開発課

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
電話：054-221-2805 メール：syokunow@pref.shizuoka.lg.jp

職種	受験資格（年齢・免許・資格等）
職業訓練指導員 （電気）	平成2年4月2日以降に生まれた人で、次の①から⑧までのいずれかに該当する人又は令和8年3月31日までに該当する見込みの人 ① 職業能力開発促進法第28条に規定する「職業訓練指導員」の免許（電気科又は電気工事科）を有する人 ② 学校教育法による大学院において募集職種に関する科目を専攻し、博士又は修士の学位を有する人 ③ 学校教育法による大学において募集職種に関する科目を専攻し、学士の学位を有する人で、募集職種に関する5年以上の実務経験を有する人 ④ 学校教育法による大学又は職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校において、募集職種の教育に関する教授、准教授、専任講師、助教、助手としての経歴を有する人又はこれらに相当する職員としての経歴を有する人。ただし、助手又はこれに相当する職員としての経歴を有する人は3年以上の経歴を有する人 ⑤ 公共職業能力開発施設において、募集職種に関する教育訓練について3年以上の指導経験を有する人 ⑥ 募集職種に関する10年以上の実務経験を有する人 ⑦ 職業能力開発総合大学校において、募集職種に関する高度養成課程（専門課程担当者養成コース、職業能力開発研究学域、応用課程担当者養成コース）を修了した人 ⑧ 職業能力開発総合大学校において、募集職種に関する高度養成課程（旧カリキュラム）、長期養成課程、短期養成課程（実務経験者訓練技法習得コースに係るものに限る）を修了した人。ただし、短期養成課程修了者は、専門課程の高度職業訓練指導が可能と同校の長が認めた人に限る。
職業訓練指導員 （機械）	平成2年4月2日以降に生まれた人で、次の①から⑧までのいずれかに該当する人又は令和8年3月31日までに該当する見込みの人 ① 職業能力開発促進法第28条に規定する「職業訓練指導員」の免許（機械科）を有する人 ② 学校教育法による大学院において募集職種に関する科目を専攻し、博士又は修士の学位を有する人 ③ 学校教育法による大学において募集職種に関する科目を専攻し、学士の学位を有する人で、募集職種に関する5年以上の実務経験を有する人 ④ 学校教育法による大学又は職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校において、募集職種の教育に関する教授、准教授、専任講師、助教、助手としての経歴を有する人又はこれらに相当する職員としての経歴を有する人。ただし、助手又はこれに相当する職員としての経歴を有する人は3年以上の経歴を有する人 ⑤ 公共職業能力開発施設において、募集職種に関する教育訓練について3年以上の指導経験を有する人 ⑥ 募集職種に関する10年以上の実務経験を有する人 ⑦ 職業能力開発総合大学校において、募集職種に関する高度養成課程（専門課程担当者養成コース、職業能力開発研究学域、応用課程担当者養成コース）を修了した人 ⑧ 職業能力開発総合大学校において、募集職種に関する高度養成課程（旧カリキュラム）、長期養成課程、短期養成課程（実務経験者訓練技法習得コースに係るものに限る）を修了した人。ただし、短期養成課程修了者は、専門課程の高度職業訓練指導が可能と同校の長が認めた人に限る。
職業訓練指導員 （情報技術）	平成2年4月2日以降に生まれた人で、次の①から⑧までのいずれかに該当する人又は令和8年3月31日までに該当する見込みの人 ① 職業能力開発促進法第28条に規定する「職業訓練指導員」の免許（電子科、コンピュータ制御科又は情報処理科）を有する人 ② 学校教育法による大学院において募集職種に関する科目を専攻し、博士又は修士の学位を有する人 ③ 学校教育法による大学において募集職種に関する科目を専攻し、学士の学位を有する人で、募集職種に関する5年以上の実務経験を有する人 ④ 学校教育法による大学又は職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校において、募集職種の教育に関する教授、准教授、専任講師、助教、助手としての経歴を有する人又はこれらに相当する職員としての経歴を有する人。ただし、助手又はこれに相当する職員としての経歴を有する人は3年以上の経歴を有する人 ⑤ 公共職業能力開発施設において、募集職種に関する教育訓練について3年以上の指導経験を有する人 ⑥ 募集職種に関する10年以上の実務経験を有する人 ⑦ 職業能力開発総合大学校において、募集職種に関する高度養成課程（専門課程担当者養成コース、職業能力開発研究学域、応用課程担当者養成コース）を修了した人 ⑧ 職業能力開発総合大学校において、募集職種に関する高度養成課程（旧カリキュラム）、長期養成課程、短期養成課程（実務経験者訓練技法習得コースに係るものに限る）を修了した人。ただし、短期養成課程修了者は、専門課程の高度職業訓練指導が可能と同校の長が認めた人に限る。